平成２１年（フ）第３５９３号
名古屋市北区辻町６丁目21番３号、住民票上の住所名古屋市南区豊２丁目12番50号　南豊住宅605号
債務者　松下　祐司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４５号
名古屋市西区坂井戸町187番地
債務者　神田　拓美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４６号
名古屋市西区坂井戸町187番地
債務者　神田　正美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７０６号
愛知県知多郡武豊町字平井４丁目73番地　サウスアベニュ平井102号
債務者　玉城　英和
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７１６号
愛知県東海市名和町平山31番地の１
債務者　浅野　由美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５８号
名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ802号
債務者　渡邊　良子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９７号
愛知県瀬戸市東拝戸町１番地
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１６号
名古屋市天白区平針２丁目1502番地　アスパイア平針602号
債務者　石川喜久雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９号
大分県中津市大字野依644番地１
債務者　熊谷　友治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３号
大分県宇佐市大字金屋１番地の６
債務者　廣岡　　昭
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５号
大分県中津市耶馬溪町大字柿坂1434番地
債務者　中尾けい子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７号
大分県豊後高田市水崎1099番地１
債務者　長野　優子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
鹿児島県南九州市川辺町平山6821番地
債務者　村上　正伸
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１６号
埼玉県志木市本町４丁目15番34号、旧住所埼玉県朝霞市宮戸２丁目４番10―502号
債務者　前盛　豊和
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
岐阜市東栄町３丁目10番地１大洋ビル505号室
債務者　三澤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８９１号
岐阜市大洞桜台１丁目１番地大洞緑団地1132号室
債務者　中野　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町４丁目65番地
債務者　水口　由佳
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　岐阜地方裁判所